

質 疑 応 答 書

件 名 戸籍情報システムハードウェア賃貸借

質問事項

1. リース料のお支払いは、当月分を翌月末日にお支払いいただく認識でよろしいでしょうか。
 2. 今回調達する機器は期間満了後は無償譲渡ではなく、リース会社が物件の固定資産税を納税することによいですか。
 3. 動産総合保険は機器等のハードウェアのみに付保するという認識でお間違いないでしょうか。
 4. 入札金額は月額税抜き金額でお間違いないでしょうか。
 5. 今回の入札に保守は含めず、保守が必要な場合は別途市と売主で保守契約を締結することによいですか。
 6. リース会社は金融会社になるため、機器の設置や撤去は、売主又は運送会社に委託することになります。再委託をお認め下さい。
 7. 機器撤去は市か売主によって離線作業済みで 1 か所に集約いただいた機器を対象とすることによいですか。機器撤去に使用しているのは通常の運送会社になりますので、解体作業や配線工事など特殊なことは対応出来ません。
 8. リース終了時の返却の際にデータ消去が必要な場合、売主である富士フィルムシステムサービス社が実施することによいですか。
 9. データ消去をリース会社が行う必要がある場合、以下の点についてご回答願います。
 - ・データ消去は現地で行う必要ありますか。通常はリース会社指定場所で機器回収後に行います。
 - ・データ消去方法は受注者の任意方式でよろしいですか。不可の場合、方法を具体的にお示しください。
 - ・データ消去を現地で行う場合、役所内 1 箇所で作業することによいですか。また作業場所を確保してもらう必要があります。複数個所での作業の場合、それぞれ設置個所毎の台数をお示しください。
 - ・データ消去対象となる機器を機器明細の中からご指定下さい。またそれぞれ
-

消去対象機器の設置場所住所と設置台数も教えて下さい。

- ・データ消去の作業報告書や物理破壊後の写真は必要ですか。
- ・データ消去の作業報告書が必要な場合、報告書の書式は受注者に任意書式でよろしいですか。不可の場合、必要は項目を具体的にお示してください。
- ・データ消去をリース会社が行う場合、リース会社は金融会社になりますので専門業者に委託することになります。再委託をお認め下さい。

1 0 契約時に使用する賃貸借契約書はリース会社書式を雛形とすることでよいですか。市書式の場合は事前に見本を頂けませんでしょうか。

1 1 予期せぬ事態により賃貸借開始までに機器を納品出来ない可能性もゼロではありません。本件は市によって売主指定の入札となるため、機器構成の変更や賃貸借開始日の変更となる場合は市と売主で調整することでよいですか。

1 2 本件は長期継続契約と債務負担のどちらですか。

1 3 本件は入札保証金及び契約保証金が免除であるという認識で宜しいでしょうか。

1 4 過去履行実績を示す等の契約保証金の免除事項はございますでしょうか。

回 答

1. ご認識の通りです。

2. お見込みの通りです。

3. ソフトウェアにも付与する必要があります。

4. 間違いありません。

5. お見込みの通りです。

6. 機器の設置や撤去は再委託に当たりませんので、市の許可は不要です。

7. ご認識の通りです。

8. お見込みの通りです。

9. 上記の通り、売主側でデータ消去を行います。

1 0. 契約書は市の書式となります。契約書式については公開しておりませんが、契約

約款については市HPに掲載している「三郷市賃貸借契約約款【固定資産税賃借人負担なし】」になります

- 1 1. 市（賃借人）と賃貸人の双方の責に帰すことが出来ない事由による遅延等の場合には、必要に応じて売主を交えて協議の上、定めるものとします。
 - 1 2. 債務負担行為による契約です。
 - 1 3. 入札保証金については免除となりますが、契約保証金については入札指名について（通知）に記載のとおりとなります。
 - 1 4. 契約保証金の納付の免除については三郷市契約規則に従います。また、市HPに掲載している「契約保証金について」をご確認ください。
-